

別紙

依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱（都道府県分）

1. 事業の目的

薬物、アルコール、ギャンブル等の各種依存症対策（以下「依存症対策」という。）については、これまで、公的機関における相談・指導や知識の普及、急性中毒や離脱症状に対する医療の提供、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているほか、「地域依存症対策支援事業」や「依存症回復施設職員研修等事業」を実施してきたところであるが、アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症（以下「依存症」という。）は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。

このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症対策を行う都道府県を選定し、選定した都道府県において、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち1箇所を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を全国拠点機関として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行うことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とし、都道府県知事が指定した病院で、事業を行うものとする。ただし、実施主体は事業の一部を外部に委託することができる。

3. 事業の内容等

（1）依存症治療拠点機関の選定

都道府県は、厚生労働省と協議の上、管内の精神科医療機関のうち、1箇所を「依存症治療拠点機関」（以下「拠点機関」という。）として指定す

る。

(2) 依存症治療拠点機関の役割

拠点機関は、依存症対策に係る以下に掲げる事項について適切に執り行うこと。また、都道府県は、適宜、拠点機関の指導・監督を行う。なお、拠点機関は、少なくともアルコール、薬物、ギャンブルに係る依存症対策は必ず実施すること。

① 依存症対策推進協議会の設置

拠点機関は、事業の実施に際して、有識者等で構成する依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で執り行う。なお、協議会の事務局は都道府県及び拠点機関とする。

ア 依存症治療を専門的に行っている精神科医	3名
イ 都道府県	2名
ウ 精神保健福祉センター、保健所（1箇所）	2名（各1名）
エ 自助団体	3名
オ 依存症当事者及びその家族	2名

※ 自助団体については、依存症の特性ごとに、それぞれ選定することが望ましい。

※ 依存症対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

ii) 協議会の役割

協議会は、拠点機関における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、拠点機関に対し提言等を行う。

iii) 指標の設定

協議会は、依存症対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の設定に当たっては、少なくとも以下の事項を含めること。

ア 拠点機関における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法

- 別（訪問・電話・メール等）
- イ 患者数（性・年齢別、疾病の属性別、外来・入院別）
- ウ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）
- エ 受診後の患者への対応方法
- オ その他必要な事項

② 依存症治療拠点機関の業務

拠点機関は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ii) 管内の精神科医療機関等への助言・指導
- iii) 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、自助団体、福祉事務所、保護観察所、公共職業安定所等）との連携・調整
- iv) 医療従事者、関係機関職員、依存症当事者及びその家族等に対する研修の実施
- v) 依存症当事者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- vi) 協議会の運営
- vii) 協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理
- viii) その他依存症対策に必要な事項

③ 依存症治療支援コーディネーターの配置

拠点機関は、上記②に掲げる業務を適切に行うため、依存症治療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。なお、コーディネーターは、以下の要件を備えている者であること。

- ・ 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- ・ 依存症当事者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。

④ 全国拠点機関との連携

拠点機関は、国が別に指定する全国拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国拠点機関の求めに応じ、協力を努めること。

(3) 事業計画、事業実績報告及び最終報告

都道府県は、拠点機関の設置状況、事業実施計画及び状況等について、以下のとおり行うこと。

① 事業計画

拠点機関の設置計画、事業実施計画については、別紙様式1により初年度の6月末までに提出する。

② 実績報告

都道府県は、協議会での拠点機関の事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実績報告として別紙様式2を作成し、検証に用いたデータ等を添付して毎年度3月末までに提出する。

③ 最終報告

事業完了年度については、上記と併せて最終報告を別紙様式3により作成し、当該事業の総括的な検証に基づいた報告書及び根拠となるデータ等を添付して提出する。

④ 事業計画、事業実績報告、最終報告の審査

提出された事業計画、事業実績報告、最終報告については、国が設置する本事業評価機関で審査するものとし、都道府県においては、評価機関に対する説明を行うものとする。

4. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で、本事業全体の経費の半分について国庫補助を行うことができるものとする。

5. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、依存症当事者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

6. その他

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。